

## 県内大学等魅力発信事業委託業務仕様書（案）

### 1 委託業務名

県内大学等魅力発信事業委託業務

### 2 委託業務の目的

今後少子化による若者人口の減少により、県内の高等教育機関の定員確保はますます厳しい状況になっていくことが見込まれ、若者定着のためには、県内の大学・専修学校の定員確保に向けた対策が大変重要であることから、県内高等教育機関の魅力を県内外の高校生に周知することで、県内高等教育機関への進学率の向上を図ることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 事業の内容

#### (1) 県内進学ガイドブックの作成

- ・県内の高等教育機関（国公私立大学7校及び専修学校17校）を紹介するデジタルブックを作成（デザイン、レイアウト作成等）し、校正（3回程度を想定）、印刷データ（PDF等に変換したもの）及び紙媒体のガイドブックを完成させ県に納品すること。
  - ・紙媒体のガイドブックは3,500部印刷し、別途指定する配布先リストに基づき仕分けの上、高知県文化生活部私学・大学支援課及び県内私立高校に納品すること。（※配布先リストは契約締結後に提示予定）
  - ・デジタルブックについては、委託者において編集可能なものを納品すること。
  - ・デジタルブック巻頭部分に、高校生が県内進学に関心を持つような特集ページを設けること。
  - ・何回でも読み返せる内容、デザインを意識し、写真や画像を活用し、高校生及び保護者が読みやすい内容にすること。
  - ・学校情報・職場情報を組み込む場合は、各学校・職場の確認・承認を受けた内容とすること。
  - ・取材対象者に対して掲載の同意書を取り、原本は委託者に提出し、写しを取材対象者に渡すこと。
  - ・インタビューをする場合、対象者はできる限り在校生とすること。
  - ・ページは1校当たり1ページで、デジタルブックはパソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧可能なものとする。
- また、以下の機能を最低限満たすこと。
- (ア) 画面上で、前ページ及び次ページにめくる機能並びに最初及び最後のページへ移動する機能を有すること
  - (イ) 拡大・縮小機能を有すること
  - (ウ) PDF形式でダウンロードできる機能を有すること
  - (エ) 検索機能を有すること

- ・大学の特色企画構成、デザイン、レイアウト、データ作成、写真作成など原稿作成に必要なすべての作業を受託者において行うこと。
- ・契約期間中は、デジタルブックに生じた障害等に対して保守管理を行うこと。
- ・受託者は、本契約が終了し、又は解除されたときは、デジタルブック制作に当たり、クラウド上、サーバー上等に保存した全てのデータを受託者と委託者との間で合意した方法により、委託者に引き継ぐこと。
- ・デジタルブックの基本要件、機能要件の詳細については、委託者と協議の上対応すること。
- ・成果物について
  - 【冊子】：両面4色、40ページ程度、3,500部を納品
  - 【冊子原稿のPDFデータ】：DVDなどの記憶媒体により提出
  - 【デジタルブックのデータ】：DVDなどの記憶媒体により提出

## (2) 県内高等教育機関の合同説明会（パネル展）の実施

- ・令和8年11月12日（木）、13日（金）の2日間、高知県工業技術センター2階研修室において、県内の高等教育機関（国公立大学7校及び専修学校17校）を紹介するパネル展を実施すること。
- ・同日近隣の高知ぢばさんセンター（高知市布師田3992-2）では「ものメッセ KOCHI2026」を開催しており、事前に学校に希望を募り興味を持った高校生が来場する。
- ・当日は各学校の担当者が常駐しており、高校生から質問等あれば個別に対応する。
- ・館内立ち入り禁止エリアに生徒が足を踏み入れることがないように、会場までの動線を確保すること。（必要に応じて三角コーンや警備員等を設置する。詳細は委託者及び会場である高知県工業技術センターと協議の上対応すること。）
- ・事前に学校に希望者を募る形をとるため、折り込み等の広報は実施しない。また当日は会場への呼び込み行為を行わないこと。

## 6 その他留意事項

- (1) 仕様書の内容については、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 成果品については、原則として県の広報等のために必要な範囲内で、県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。  
著作権は県に帰属するが、作成の都合上やむをえず、著作権を県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に県に申し入れを行い、了解を得ること。  
県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と受託者との協議すること。
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (4) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時作品を確認し、修正を行うこと。